

山形県公立高等学校入学者選抜における特別な配慮について

1 入学者選抜における特別な配慮の基本的な考え方

入学者選抜における各検査（学力検査等）に当たっては、進路等相談を踏まえ、検査等の公平性及び公正性が保たれ、かつ実施可能な範囲において配慮を行います。

2 手続き（進路等相談）

入学者選抜における特別な配慮の手続きについては、在籍中学校長から志願先高等学校長に対して進路等相談を行い、配慮内容の合意形成を図ります。

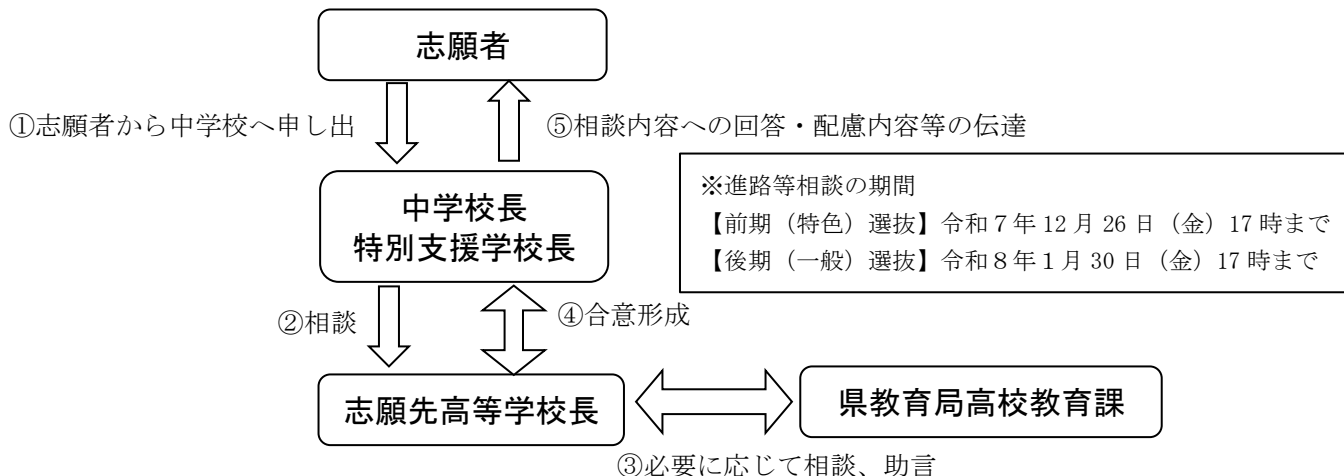
また、進路等相談では入学者選抜における合理的配慮に加えて、普段の学習や生活について情報を共有し、高等学校入学後に提供できる合理的配慮についての合意形成も図ります。

中学校長及び特別支援学校長は、入学者選抜にあたって特別な配慮等、必要がある場合は、志願先高等学校長に、健康及び身体状況、希望学科、進路希望等について相談を行うことができる。（帰国子女や外国人子女等、事情がある場合は、本人及び保護者が行うことも可能とする。）

（参考）『令和8年度 山形県公立高等学校入学者選抜実施要項』

（注）「中学校」とは、中学校、これに準ずる学校（特別支援学校の中学部）又は義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程をあらわす。

【進路等相談の流れ】



3 配慮の具体例

(1) 検査室や座席に関する配慮

- ・別室での受検
- ・座席位置の配慮

(2) 時間に関する配慮

- ・検査時間の延長

(3) その他の配慮

- ・問題用紙、解答用紙の拡大
- ・問題文へのルビ振り
- ・問題文の読み上げ
- ・英語リスニングにおける音声聴取方法の変更
- ・ICT機器の利用